

立新清審第1号
平成31年4月15日

立川市長
清水庄平 殿

立川市新清掃工場事業者選定審議会
会長 荒井 康



答 申 書

立川市新清掃工場事業者選定審議会設置条例第2条の規定に基づき、下記のとおり答申いたします。

記

平成29年11月24日付、立環新清第344号により立川市長から諮問のあった事業者の選定に関する事などについて、別添資料のとおり、当審議会において条件付き一般競争入札に必要な関係図書（入札説明書、基準仕様書等）を審議し、落札予定者「にしき」グループの事業提案内容を審査した結果、基準仕様書の要求水準を満たしていることを確認したので、ここに答申する。

新清掃工場整備運営事業

審 査 講 評

平成31年4月

立川市新清掃工場事業者選定審議会

目 次

1. はじめに.....	1
2. 事業概要.....	2
(1) 事業名称.....	2
(2) 事業場所.....	2
(3) 事業目的.....	2
(4) 事業方式.....	2
(5) 施設概要.....	2
(6) 業務内容.....	2
(7) 事業期間.....	2
3. 選定方法.....	3
(1) 入札方法.....	3
(2) 落札者の審査手順.....	4
4. 審議会開催経過.....	5
5. 事業提案書審査.....	5
(1) 審査の目的.....	5
(2) 審査方法.....	5
6. 事業提案書審査の結果.....	6
7. 講評.....	7

1. はじめに

立川市（以下「市」という。）は、新清掃工場整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公正かつ公平に選考するため、立川市新清掃工場事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を設置した。

審議会は、平成29年11月24日から平成30年9月3日までに6回にわたり、本事業の事業者募集に係る、実施方針、入札説明書、基準仕様書、契約書（案）等の審議を行った。市はその結果を踏まえ平成30年10月2日に入札告示するとともに、審議会では、平成30年12月21日に入札説明書等に関する質疑について審議し、平成31年1月29日の開札で最低価格を入札した応募者「にしき」グループを落札予定者とし、平成31年2月25日から平成31年4月15日までに3回にわたり、事業提案書の審査を行った。

この度、審議会における審議、審査結果について「答申書」を提出したことから、その経過等を取りまとめ報告するものである。

立川市新清掃工場事業者選定審議会

- 会 長 荒 井 康 裕（首都大学東京大学院 都市環境科学研究科 准教授）
副会長 山 口 直 也（青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 教授）
委 員 速 水 章 一（一般財団法人 日本環境衛生センター 東日本支局 研修事業部 技術審議役）
委 員 三 宅 玉 雄（公益財団法人 東京都環境公社 環境技術担当部長）
委 員 荻 原 正 樹（ふじみ衛生組合 事務局長）

2. 事業概要

(1) 事業名称

新清掃工場整備運営事業

(2) 事業場所

立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業地内9-A街区1画地並びに9-B街区1、2及び3画地

(3) 事業目的

「新立川市清掃工場（仮称）の基本的な考え方」及び「立川市新清掃工場整備基本計画」に基づき立川市新清掃工場（以下「本施設」という。）の整備及び運営について、民間企業の経営能力及び技術的能力を活用して、効率的かつ効果的な事業を実施することを目的とする。

(4) 事業方式

本事業は、本施設の整備及び運営をD B O（Design デザイン Build ビルド Operate オペレート）方式により実施する。

(5) 施設概要

(ア) 計画年間処理量

29,196 t /年

(イ) 施設規模

120 t /日 (60 t /日 × 2 炉)

(ウ) 処理方式

ストーカ方式

(エ) 処理対象物

- ①燃やせるごみ
- ②可燃性粗大ごみ
- ③処理残さ(可燃)

(6) 業務内容

(ア) 設計・建設業務

(イ) 運営・維持管理業務

(7) 事業期間

(ア) 設計・建設業務

契約締結日（令和元（2019）年）から令和5（2023）年2月28日までの3年8
か月

(イ) 運営・維持管理業務

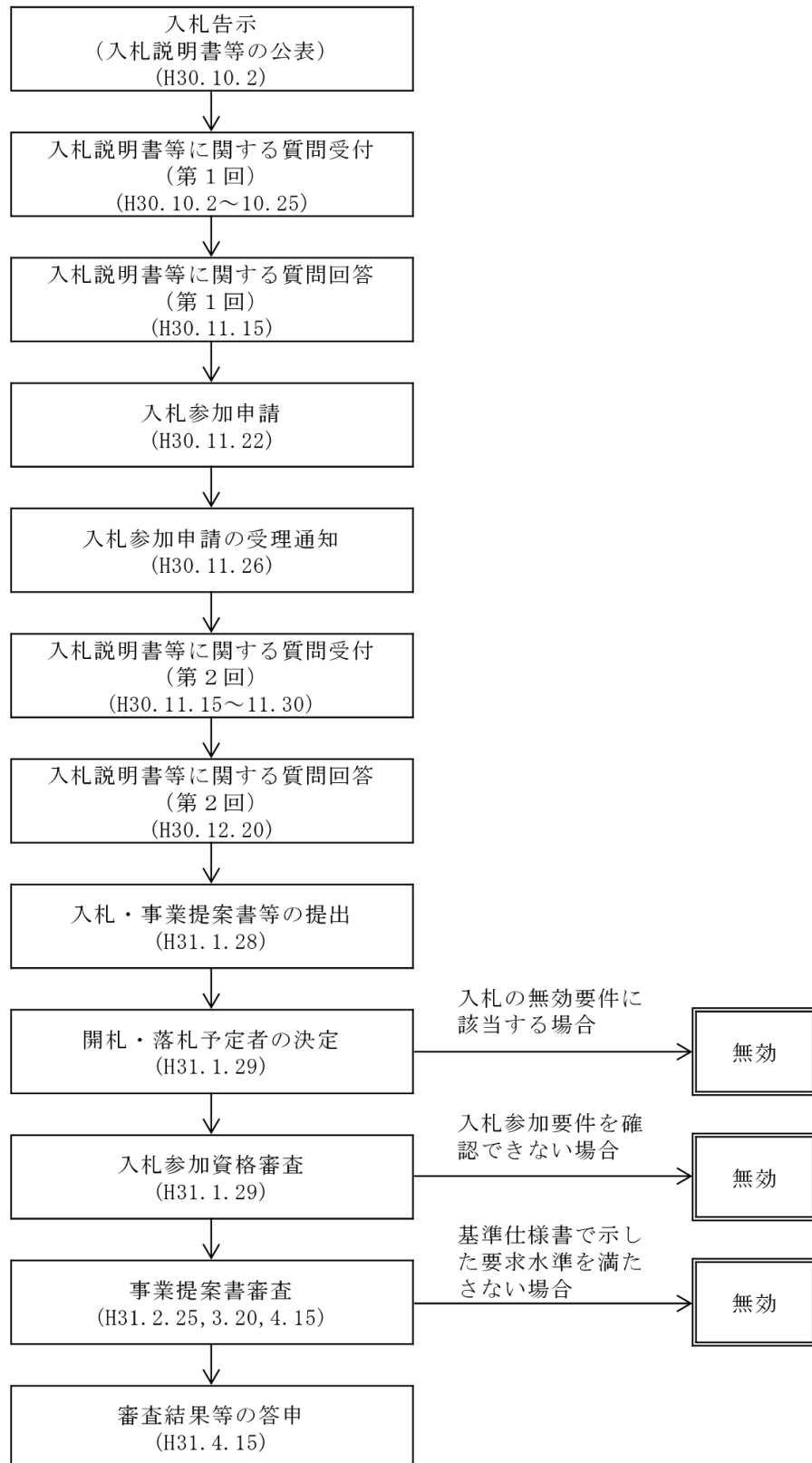
令和5（2023）年3月1日から令和25（2043）年3月31日までの20年1か月

3. 選定方法

(1) 入札方法

条件付き一般競争入札

(2) 落札者の審査手順



4. 審議会開催経過

回	日程	主な審議内容
第1回	平成29年11月24日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付、会長・副会長の選任、諮問 ・事業の概要について ・入札及び契約の方法に係る基本方針及び基本方針の考え方(案)
第2回	平成30年2月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・設置予定地視察 ・基準仕様書作成における要検討事項について
第3回	平成30年4月23日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針及び基準仕様書等の作成における要検討事項について ・実施方針(案)について
第4回	平成30年6月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針について ・基準仕様書(案)について
第5回	平成30年7月31日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・入札説明書(案)、基準仕様書(案)、様式集(案)について ・実施方針に対する質問回答(案)について
第6回	平成30年9月3日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・入札説明書、基準仕様書、様式集、契約書(案)について
第7回	平成30年12月21日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業提案書審査の進め方について ・入札説明書等に対する質問及び回答について
第8回	平成31年2月25日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業提案書審査 第1回ヒアリング
第9回	平成31年3月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業提案書審査 第2回ヒアリング及び第1回書面質疑の回答の審議
第10回	平成31年4月15日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業提案書審査 第2回書面質疑の回答の審議 ・答申

5. 事業提案書審査

(1) 審査の目的

本事業は、基準仕様書による性能発注方式を採用したことから、最低価格の入札を行った応募者を落札予定者とし、事業提案の内容が基準仕様書に示した要求水準を満たしているか確認することを目的とした。

(2) 審査方法

審査は2回のヒアリングと2回の書面質疑により実施し、基準仕様書に示した要求水準を満たしているか確認するとともに、事業提案書の記載内容についての詳細について質疑した。

(ア) 第1回ヒアリング

落札予定者から提出された事業提案書について、ヒアリングに先立って質問を事前通告し、この通告を踏まえて、平成31年2月25日に第1回ヒアリングを実施

した。

(イ) 第1回書面質疑

第1回ヒアリングを踏まえ、3月5日に第1回書面質疑を送付し、3月12日に落札予定者から回答を受理した。

(ウ) 第2回ヒアリング

ヒアリングは第1回書面質疑の回答を踏まえ、3月20日に第2回ヒアリングを実施した。

(エ) 第2回書面質疑

第2回ヒアリングを踏まえ、3月27日に第2回書面質疑を送付し、4月3日に落札予定者から回答を受理した。

6. 事業提案書審査の結果

2回のヒアリング、2回の書面質疑回答を含め、落札予定者「にしき」グループから提出された事業提案書について審査した結果、市が基準仕様書に示した要求水準を満たしていることを確認した。

7. 講評

環境省は、市町村に対し、競争性・透明性を高め、公正・公平性が確保されるような入札・契約を行い、品質・経済性の面で優れた廃棄物処理施設建設工事が実施できるよう入札・契約の具体的な見直し・改善を求めている。また、総合評価落札方式の導入が求められている一方で、当然ながら恣意的な評価方法は許されないことから、市では本事業の落札者の選定方法については、条件付き一般競争入札を採用するとともに、基準仕様書（要求水準）発注方式及び事後技術審査方式により品質を確保することとした。

そのため、審議会では、最低価格を入札した応募者「にしき」グループの事業提案書について、市が基準仕様書に示す要求水準を満たしているか審査するとともに事業提案書の記載内容の詳細の確認を行ったものである。

「にしき」グループの事業提案は、数多くの実績に基づく豊富なノウハウと高い能力、熱意、創意工夫が反映された内容であり、安全・安心で安定した運営が行える施設になることを期待させるものである。このような事業提案書を短期間のうちにまとめあげたことに敬意を表すとともに、事業提案書の審査における誠意を持った対応に感謝する。

また、事業化に当たって、市が基準仕様書に示す、設計・建設、運営・維持管理に係る要求水準を満たすことはもちろん、市が目指す「環境負荷のさらなる低減を図る施設」「安全・安心で安定した施設」「エネルギーの有効活用を推進する施設」「大規模災害時に機能が損なわれない施設」「市民から親しまれる施設」を更に高い次元で達成することを希望する。

なお、審査にあたっては、事業の遂行に足りる提案がなされていることを前提に、基準仕様書に示す要求水準を満たしているか否かを審査したものであり、今後の事業にあたり「にしき」グループには、事業提案書の内容を具現化することはもちろん、基準仕様書において市が求める本施設の設計・建設及び運営・維持管理について真摯に取り組むとともに、施設性能及び運営に支障が生じた場合は、施設改修、運営・維持管理方法の改善等を行う必要があることを指摘しておくこととする。

最後に、「にしき」グループには、これから長期にわたる事業期間を通じて市と良好な関係を築き、その関係を維持しながら市民目線に立って、本事業に携わるとともに、市民参加により策定した立川市新清掃工場整備基本計画の趣旨を継承し、地域との信頼関係を築きながら、安全・安心で安定した事業運営に誠意をもって取り組むことを期待する。